

# 米子市地区実施計画

令和4年4月

- 1 米子市地区実施計画対象松林区分の区域に関し必要な事項  
 当市における地区実施計画対象森林の区域は、表－1のとおりである。

表－1 米子市地区実施計画対象森林の区域

対象区域（地区保全松林）	左の面積 A (h a)	対象区域（樹種転換）	左の面積 B (h a)	合計 (h a)
(旧米子市) 2 2 林班A小班、2 3 林班E～G、N小班、2 4 林班R小班、2 5 林班C～G小班、2 6 林班Z小班、皆生新田、皆生温泉、皆生、新開、上福原、西福原、両三柳、河崎、夜見町、彦名町、富益町、和田町、大崎、大篠津町	1 2	(旧米子市) 3 1 林班A小班、3 3 林班A、C小班、3 4 林班C小班、3 6 林班A、E小班	6	1 8
(旧淀江町) 1 0 4 林班A小班、1 0 6 林班D小班、1 0 7 林班A小班、1 0 8 林班A小班、1 0 9 林班A小班、1 1 0 林班A小班、1 1 6 林班C小班、1 1 7 林班A～D小班、1 1 8 林班B、C、E、F小班	2 5 0	(旧淀江町) 1 0 1 林班D、E、F、H、I、J、K、L、N小班、1 0 2 林班C、D、E、F小班、1 0 3 林班A、C小班、1 0 4 林班A小班、1 0 5 林班A、B、C、D、E小班、1 0 6 林班A、B、C小班、1 0 8 林班A小班、1 1 0 林班A小班、1 1 1 林班A小班、1 1 2 林班A～D小班、1 1 3 林班B、C、F小班、1 1 4 林班A、B、C、D、F、J小班、1 1 5 林班A、B、I小班、1 1 9 林班A、B、C、D、E、F、G小班	2 7 1	5 2 1
米子市 計	2 6 2	米子市 計	2 7 7	5 3 9

2 自主防除措置の計画実施に関して必要な事項

当市では、地形が急峻で人力での防除が困難な場所については特別防除を主体とし、一方で、地形が比較的平坦で林道等の整備された区域では特別伐倒駆除及び伐倒駆除を積極的に実施し、特別防除と組み合わせた効果的かつ徹底的な防除を推進する。

表－2

防除措置	対象森林の区域	処理の方法	面積 (h a)
伐倒駆除	(旧淀江町) 104林班A小班、106林班D小班、107林班A小班、108林班A小班、116林班C小班、117林班A～D小班、118林班B、C、E、F小班	薬剤処理	68
	米子市 計		
特別伐倒駆除	(旧米子市) 22林班A小班、23林班E～G、N小班、24林班R小班、25林班C～G小班、26林班Z小班、皆生新田、皆生温泉、皆生、新開、上福原、西福原、両三柳、河崎、夜見町、彦名町、富益町、和田町、大崎、大篠津町	破碎処理	15
	(旧淀江町) 106林班D小班、107林班A小班、108林班A小班		28
	米子市 計		43

表－3 保全松林における健全化整備の計画  
該当なし

作業種	区 分	面積 (h a)
不用木等の除去・処理		
枝打ち		
林床整理		

3 樹種転換の計画的実施に関し必要な事項

樹種転換の対象森林については、高度公益機能森林に対する感染源を除去する等のため、松くい虫の被害を受ける恐れのない樹種からなる森林に早期な転換を図る。

表－4

造成する森林の種類	森林の区域	伐採に関する事項		更新に関する事項		面積 (h a)
		伐採の時期	伐採方法	更新樹種	更新方法	
スギ ヒノキ 人工林 天然林	(旧米子市) 31林班A小班、33林班A、C小班、34林班C小班、36林班A、E小班	10～3	皆伐	スギ ヒノキ 広葉樹 他	人工更新	6
	(旧淀江町) 101林班D、E、F、H、I、J、K、L、N小班、102林班C、D、E、F小班、103林班A、C小班、104林班A小班、105林班A、B、C、D、E小班、106林班A、B、C小班、108林班A小班、110林班A小班、111林班A小班、112林班A～D小班、113林班B、C、F小班、114林班A、B、C、D、F、J小班、115林班A、B、I小班、119林班A、B、C、D、E、F、G小班					271
	米子市 計					277

4 薬剤防除の安全かつ適正な実施に関し必要な事項

薬剤防除の実施に当たっては、生活環境及び自然環境に十分に配慮するとともに、特別伐倒駆除、伐倒駆除等自主的措置との効果的な組み合わせを行う。

表－5 薬剤防除

防除措置	対象森林の区域	処理の方法	面積 (h a)
特別防除	(旧淀江町) 104林班A小班、106林班D小班、107林班A小班、108林班A小班、109林班A小班、110林班A小班、116林班C小班、117林班A～D小班、118林班B、C、E、F小班		196

ア 人家、学校等家屋に近接した地域では、風向及び風速に注意し、飛散しないよう十分な間隔を確保する。

イ 湧水等を利用した水源については、自治会等の協力を得ながら位置及び利用状況の把握に努め、必要に応じて対策を講ずる。

- ウ 散布時期は、山菜の採取など入山者が多いことから、散布に当たっては林道等の入口に入山禁止の標識を設置するとともに、広報誌、チラシ等により住民への周知徹底を図る。
- エ 散布に当たっては、養蜂業を営む者に対し実施内容の周知を行い、巣箱の一時移動や移動ができない巣箱の被覆等必要な措置を講ずる。
- オ 散布地周辺に果樹園、茶畑、タバコ畑等の農地がある場合には、風向及び風速に注意し、飛散しないようにし、収穫期に達している農作物は散布前に収穫する。
- カ 散布地周辺に、採草地、放牧地、畜舎、鶏舎等がある場合には、風向及び風速に注意し、飛散しないようにする。
- キ 道路等の交通施設に近接した区域では、早朝に実施して交通に支障を来さないように努めるものとし、必要に応じて交通の一時規制を行う。
- ク 薬剤防除の実施に当たっては、薬剤の安全かつ適切な使用の確保に努めるものとする。

(参考)

防除実施基準に定める特別防除を行うことができる森林に適合する森林の区域

対 象 森 林 の 区 域	面 積 (h a)
(旧淀江町) 104林班A小班、106林班D小班、107林班A小班、108林班A小班、109林班A小班、110林班A小班、116林班C小班、117林班A～D小班、118林班A、B、C、E、F小班	232